

項番	仕様書該当箇所			意見内容		意見理由・質問内容	修正可否	意見に対する回答
	頁	項番	項目内容	変更前	変更後			
1	1-1	1.2 調達計画	本件特定役務の契約期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、契約日から平成31年3月31日まで。契約方式は、一般競争入札(総合評価落札方式)。	-	-	-	-	<p>【対応内容】 「本件特定役務の契約期間は、法令又は予算の範囲内で可能であることを条件に、契約日から平成31年4月30日まで。契約方式は、一般競争入札(総合評価落札方式)」に変更します。</p> <p>【理由】 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令の公布により、2019年5月1日に元号が改められることとなりました。そのため、「7. 1(1)天皇の退位等に関する皇室典範特例法の成立に伴う機能変更」の本番適用日を平成31年4月30日に変更することに伴い、契約期間について変更します。</p>
2	4-6	4.1.10 保守	受託者は、本件特定役務に係る保守として、本番適用から契約期間の満了までの間、以下の作業を行う。	-	-	-	-	<p>【対応内容】 「受託者は、本件特定役務に係る保守として、平成30年度末までの間、以下の作業を行う。なお、保守の対象範囲については仕様書(別紙5)に示す。」に変更及び追記します。</p> <p>【理由】 保守に係る期間は平成30年度末までを予定しているため、記載を変更します。また、要件を補足するため、別紙5にて保守の対象範囲を明示することから、記載を追記します。</p>
3	5-3	5(2) 納入期限	財務省は、契約締結後、受託者と調整のうえ、各納品物の具体的な納入期限を決定する。なお、原則として、各納品物の納入期限は平成31年3月31日までとする。	-	-	-	-	<p>【対応内容】 「財務省は、契約締結後、受託者と調整のうえ、各納品物の具体的な納入期限を決定する。なお、原則として表5-1に示す納入期限とする。」に変更し、表5-1を追記します。</p> <p>【理由】 契約終了日を平成31年4月30日としたことから、年度末に役務を完了した部分についての納品物を規定することとし、各納品物の納入期限を明示する表を追記します。</p>

項番	仕様書該当箇所			意見内容		意見理由・質問内容	修正可否	意見に対する回答
	頁	項番	項目内容	変更前	変更後			
4	7-1	7.2 本番適用 予定時期等 項番1	本番適用時期 平成31年3月31日まで	-	-	-	-	<p>【対応内容】 「表7-1 本番適用予定時期等」の天皇の退位等に関する皇室典範特例法の成立に伴う機能変更の本番適用時期を平成31年3月31日から平成31年4月30日に変更します。</p> <p>【理由】 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令の公布により、2019年5月1日に元号が改められることとなりました。そのため、「7. 1(1)天皇の退位等に関する皇室典範特例法の成立に伴う機能変更」の本番適用日を平成31年4月30日に変更するよう記載を変更します。 また、これに合わせて3章(スケジュール)も変更します。</p>